

一般社団法人千葉県バスケットボール協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県バスケットボール協会といい、英語表記では CHIBA BASKETBALL ASSOCIATION (略称：CBA) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県船橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）に加盟し、千葉県におけるバスケットボール競技界を統括するとともに、千葉県内のバスケットボールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて県民の心身の健全な発達に寄与する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バスケットボールの普及・振興及び競技力向上のための事業
- (2) バスケットボールに関する技術の調査研究
- (3) バスケットボール指導者・審判員の育成と養成
- (4) バスケットボールに関する大会及び競技会の開催、各種大会・競技会の後援
- (5) バスケットボールに関する記録の編集及び情報の収集と提供
- (6) バスケットボールに関する功労者・優秀選手等の表彰
- (7) チーム及び競技者の登録に関する事業
- (8) JBA及び関東バスケットボール協会との相互連携
- (9) 公益財団法人千葉県体育協会との相互連携
- (10) 前各号に関連するスポーツ用品、日用雑貨品、書籍及びテキスト等の販売
- (11) その他、前各号に附帯又は関連する事業

第3章 義務

(加盟義務)

第5条 千葉県を代表する唯一の団体として、JBAに加盟する。

(遵守義務)

第6条 JBAの定款、基本規程及びこれに付随する諸規程並びに国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という。）及びアジアバスケットボール連盟（以下「FIBA ASIA」という。）の諸規程並びにスポーツ仲裁機構（以下「CAS」という。）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という。）の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBA ASIA、CAS及びJASSの指示、指令、命令、決定並びに裁定等の遵守義務を負う。

第4章 社員及び会員

(会員の構成)

- 第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の賛助会員は、本協会に加盟または登録した加盟団体のいずれかに所属する者とする。
- 3 前項の連盟及び団体の組織構成は、この法人が別に規定するものとする。

(入会)

- 第8条 この法人に入会しようとする個人又は団体は、この法人に所定の申込書を提出しなければならない。
- 2 正会員については、理事会において総理事の過半数による承認を得なければならない。
 - 3 正会員及びこれに所属する登録競技者は、別に定める加盟及び登録に関する規定を守らなければならない。
 - 4 正会員及びこれに所属する登録競技者は、社員総会において別に定めるチーム加盟料及び競技者登録料を毎年度納入しなければならない。
 - 5 名誉会員に推薦された者は、社員総会の承認をもって名誉会員となるものとする。
 - 6 すでに納入したチーム加盟料及び競技者登録料その他拠出金品は、これを返還しない。

(会費)

- 第9条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。この会費は、一般法人法第27条に規定する経費とする。
- 2 名誉会員及び賛助会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退会)

- 第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、退会は、原則1か月前までにこの法人及び加盟団体に予告するものとする。

(除名)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規定違反をしたとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会員の資格喪失)

- 第12条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。
- (1) 第9条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
 - (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第5章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 加盟団体及び会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額及びその規定
- (5) 事業報告及び決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じ開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決)

第19条 社員総会の議決は、法令又はこの定款に別段定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
 - (1) 加盟団体及び会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席

者の代表2名以上の記名押印の上これを保存する。

第6章 役員

(役員の設定及び定数)

第21条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上40名以内とし、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、4名を常務理事とする。

(2) 監事 2名

2 前項の会長をもって代表理事とする。専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の議決によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐する。

6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監視し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任したあとも、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の議決によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会におい

て定める総額の範囲で社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、社員総会の議決を経て報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第28条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年4回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(招 集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

- 第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

- 第33条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議決の省略)

- 第34条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事が記名押印の上これを保存する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第36条 この法人の資産は、次に掲げるものとする。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 資産から生じる収入
 - (3) 加盟団体のチーム加盟料及び競技者登録料
 - (4) 補助金、委託金等
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) 寄付金品
 - (7) その他の収入

(資産の種類)

- 第37条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定し寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

- 第38条 この法人の資産は、会長がこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し、その方法は、理事会の議決により別に定める。

(経費の支出)

- 第39条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支出する。

(事業年度)

- 第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し毎事業年度開始前に、理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を得て、社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く）しなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録

- 2 前項の規程により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(余剰金の不分配)

第43条 この法人は、余剰金の分配を行わない。

第9章 名誉会長、顧問、参与

(名誉会長、顧問、参与)

- 第44条 この法人に、名誉会長、顧問、参与を若干名置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会で任期を定めて選出し会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支出することができる。
 - 4 名誉会長及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
 - 5 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。
 - 6 顧問及び参与は、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

- 第45条 この法人の事業遂行上必要あるときは、理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

- 第46条 この法人の事務を処理するために事務局を設け、必要な職員を置くことができる。
- 2 職員は有給とする。

第12章 加盟団体等

(チーム加盟・競技者登録)

- 第47条 JBA及びこの法人の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、JBA及びこの法人にチーム加盟及び競技者登録をしなければならない。

(傘下団体の加盟)

- 第48条 県内各市町村におけるバスケットボール界を統轄し、その普及振興を行い、この法人の趣旨に賛同する団体は、理事会及び社員総会の議決を得て、加盟団体となることができる。

- 2 加盟団体の定款等諸規程の制定にあたっては、この法人の理事会の承認を得なければならない。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第50条 この法人は、社員総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(残金財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残金財産は、社員総会の議決を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第15章 附 則

(最初の事業年度)

第53条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第54条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	西田 譲	大島千明	斉田秀一	海野直彦	安藤信治
	大野健男	渡辺良弘	渡邊正巳	細川武司	若山 暁
設立時代表理事（会長）	野村俊郎				
設立時監事	三輪正光 守 章彦				

(設立時社員の氏名及び住所)

第55条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

省略

第56条 本定款に定めていない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(施行)

第57条 本定款は、平成28年2月2日から施行する。
平成30年6月15日 一部改正